

ニューズレター 自治基本条例市民会議

No. 8 2007 (平成 19) 年 12 月発行

目次

< 第 3 回、フォーラムの報告 >	
三鷹市の基本条例について.....	1 ~ 2
素案大綱案 (たたき台) 報告...	2 ~ 3
市民対話交流について.....	4
パネル討論.....	4 ~ 7
意見交換	7 ~ 9
アンケート紹介.....	9 ~ 10

鎌倉市自治基本条例策定市民会議の「ニューズレター」第 8 号です。この「ニューズレター」は、市民会議の参加者、関係者だけでなく、多くの鎌倉市民に、「鎌倉市の憲法」となる「鎌倉市自治基本条例」策定のプロセスを知っていただくことを目的に、発行しています。ご愛読いただき、ご意見をいただければ幸いです。

「第 3 回・鎌倉市自治基本条例策定市民会議フォーラム」報告 自治基本条例でまちをかえよう

平成 19 年 10 月 26 日 (金) 鎌倉市生涯学習センターホールにおいて、「自治基本条例でまちをかえよう」のスローガンのもとに、第 3 回の“フォーラム”が開かれました。以下、その概要を報告いたします。



冒頭、市民会議代表橋爪幸臣さん (写真) から、この条例は「なによりも実効性のあるもの」「サポータージュできない条例」「決まったら必ず実行される条例」をキーワードとして、広く衆智を集めて作成して行きたいとの呼び掛けで、会は幕を開けました。

まず最初に、既に自治基本条例を 2006 年 4 月 1 日に施行された三鷹市の先例を聞いてわれわれ鎌倉市の参考にとという意味で、同市企画部企画経営室副主幹の一條義治氏にご登壇頂きました。そのお話しの主要点を以下に箇条書きで整理してみました。

こんな思いで創った 三鷹市の自治基本条例

基本構想と自治基本条例は、議会の議決が必要な点では共通する。基本構想は「最上位計画」として、市政の基本目標と施策の方向を定める。自治基本条例は「最高規範」として、情報公開や市民参加などの市政の理念や仕組みを定める。基本構想で描く都市の将来像を、市民が実現するための制度・仕組みを定めるものが自治基本条例であり、車の両輪の役割を果たす。

自治基本条例には 2 つのことを定めることが必要。一つは、まちづくりの到達点。今後も守り継承したいと考える参加や自治の仕組みを書き込むこと。三鷹市は、全国初の下水道 100% 整備の都市であり、また住民協議会によるコミュニティセンターの自主管理や、375 名の全員公募の市民会議によって計画作りを進めるなどの「到達点」を確認し、条例に盛り込んだ。

二つ目は、未来に向けた市政の改革やまちづくりの方向性。「到達点」の確認を踏まえ、今後の新しい自治の仕組みやルールを条例に定め、さらに創造的なまちづくりを進める。自治基本条例の制定とは、「過去との対話を通して、未来への創造的なまちづくりにつなげる実践」である。

三鷹市の条例は全 38 条で、他の自治体に比べ条文も多く、規定内容も具体的なものとし、「実践的な最高規範」を目指した。一例として、審議会の規定では、「委員の選任では公募を行い、男女比、年齢構成、選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、長期就任や複数審議会の兼任を改める」と定めている。審議会や市民会議を活性化させるための規定である。

協働のまちづくりでは、市民とのパートナーシップ協定の締結を定め、条例の施行後に、早速、青年会議からの申し出によって市と協定を結び、「無作為抽出による市民討議方式」という取組みを行った。

これは、無作為で選んだ市民 1000 人に依頼状を送り、応諾した 50 人が 2 日間にわたって「安全安心のまちづくり」をテーマに討議を行ったもので、EU 諸国で行われている参加方式である。自治体の従前の市民参加は、「参加の意欲と条件」を備えた市民の参加であったが、これからは「声なき声」といわれる市民の意見を集め、「参加の意欲と条件」がなかった市民

の参加の機会や場を創出することが必要。条例の制定が、新しい市民参加を生んだ。条例は制定後も、浸透させることが必要。三鷹市は条例の逐条解説を載せたオールカラー・8 頁の広報特集号を発行し、全戸配布した。また職員の入庁式では、日本国憲法の尊重と擁護に加え、自治基本条例を遵守することを市長に宣誓している。条例では、「市民と市は、地方自治の推進に向けた取組みを通して条例の不断の見直しと検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させる」と定めている。自治基本条例は制定がゴールではなく、更に発展させるために、市民自治や地方自治の確立を求める終わりなき実践なのである。



<三鷹市企画経営室 一條義治氏>

一條さんのお話は、スライドや広報特集号を用いた大変分かりやすいもので、鎌倉市民にも大いに参考になるものでした。この三鷹市の条例の位置づけに関しては、第二部の磯崎教授の興味深いコメントもあります。後述しますので是非お読み下さい。

.....

一條氏に引続いて、市民会議策定作業部会長の小泉親昂氏から取敢えず現段階でのまとめとしての「素案大綱(案)」を材料として、鎌倉市自治基本条例の概要についてイメージを形成する出発点として以下一連の説明が行われました。

素案大綱案(たたき台)報告

条文に載せる内容についての

市民討議の「たたき台」です

いわば今回のフォーラムの基調演説に当たる部分です。但し、提出された「素案大綱案(たたき台)」というタイトルが示すように「案」の「案」とも言うべきもので、小泉氏自身「これが全体で承認されたものかどうかはこれからなのですが・・・」と断られているよう

に、「これは、これから市民対話活動などを行って、たたき台として意見を広く求めていくものです」という位置づけを行っています。

つまり、変更不可の基本設計図の提出ではなく、これを足掛かりとして自由に柔軟に意見を集めていこうとするものなのです。「なにか議論の元になるものがないと議論が進まないという意見もあって作ったものです」。全部で47項目の案が提出されていますが、この47条に幾条かを足したり引いたりすれば「自治基本条例」ができ上がる 或いはそういう風に進めていこうと意図したものではないということをよくよくご理解頂いた上で、小泉氏の説明をお読み下さるようお願い致します。

以下一條氏の例に倣い、箇条書きで発言をまとめてみます。

「市民会議」というのは平成18年1月、公募による107人でスタート。6グループに分かれて本年(19年)1月まで鎌倉市政とその影響を受ける生活上の問題点を洗い出し、1600の課題にまとめました。

それを整理し、「市民」「条例の位置づけ」「市長・行政」「議会」「コミュニティ」の大きなテーマに分類。更に、それを策定委員会でまとめたものがこの「素案大綱案」(たたき台)です。市民会議の全体会で承認されたものではないが、「たたき台」として提出します。

行政・議会もこれを「たたき台」として欲しい。

早ければ年内、或いは1月くらいには「素案大綱」として条文の形にしていきたい。

大状況としては2000年の「分権一括法」成立を第一次とすれば、分権改革推進委員会で2年半後の法律制定が第二次。策定に当っては、その流れを見なければならぬ。条例の上書き権(注釈:巻末) 地方政府などの考え方が出てきています。

47項目、その大項目とそれぞれの構成要素について別掲のような説明がありました。



<小泉親昂氏>

素案大綱案(たたき台)の大項目とその構成要素一覧

<自治基本条例の目的>

<最高規範性> 最高規範であるから鎌倉市の条例・規則はこの趣旨を逸脱してはならない。

<用語の定義> 市民、参加、参画、協働についての定義。

<鎌倉市における市民自治> 市民自治の基本理念及び市民自治の基本原則。

<市民の権利と責務> 市民の権利。市民の責務。子ども、事業者の責務。

<自治を進めるしくみ> 情報公開1、2、3。説明責任。個人情報保護。住民投票。市民意見公募制度(パブリックコメント)。市民委員会。

<市長・行政> 市長の設置。市長の責務。執行機関の責務。職員の責務。法令遵守(コンプライアンス)。財政運営(予算編成、執行、決算への市民の参加。この3工程の公表と財政自主権の確立)。附属機関等。出資団体、指定管理者等。

<行政の評価> 政策評価。監査。協働施策の評価。

<議会> 議会の設置。議会の役割と責務。議員の責務。議会と長の在り方。議会と市民の在り方。

<コミュニティ> 市民の自発的活動。地域組織。市民活動団体等。

<協働のまちづくり> 活動する市民と議会、行政との関係。

<環境及びまちづくり指針> 都市環境の保全、創造。

<国その他の機関との関係> 共同課題、広域課題について国及び神奈川県との関係。

<条例推進のしくみ> 自治基本条例推進会議の設置。

<本条例の改廃手続き> 条例の改廃手続き。市民参加を条件とする。

市民の方々との良い理解と交流を

市民との対話活動について、策定支援部会長 幸道和宏氏（写真）の中間報告がありました。以下は要約です。

市民会議発足約1年を経過したが、未だその活動目的や内容の認知は残念ながら甚だ低いといわざるを得ない。

そこで人海戦術で、当方から出向いて対話交流を進めることを決定。

5行政地区内の自治会、町内会（183団体）担当の5チーム

非営利団体、NPO 担当チーム

営利団体、事業者担当チーム

教育、文化、スポーツ担当チーム

計8チーム（市民会議参加者全員が参加）を結成。

第一期の対話テーマは「自治基本条例はなぜいま必要か」とし、本年6月より現在までに1100人の方々に参加して頂きました。

第二期は11月から「素案大綱案」(たたき台)の条例の検討が対話の主題となります。市民の方々との間に良き理解、交流が生まれるよう努力いたします



第二部・パネル討論

鎌倉の歴史と緑について

磯崎初仁氏

「市民参加の歴史、到達点、そして目標などを」

パネル討論の最初は中央大学法学部教授磯崎初仁氏の「討論会の論点提示」から再開されました。

以下、同氏の意見を箇条書きに纏めます。

自治基本条例の歴史の要約

第一期・・・2000年以前、地方分権改革前の理念型条例の時代、川崎市の都市憲章案（鎌倉市の市民憲章）

第二期・・・地方分権一括法の成立以降。二セコ町の「まちづくり基本条例」が自治基本条例の出発点。住民参加拡充条例、住民自治の原理原則を明らかにするための具体的ルール作りの時代。それから8年で神奈川県内では平塚市、寒川町、湯河原町など約半分の市町村で策定或いは策定中。

第三期・・・現在はその第二期から第三期への移行期。議会の果たすべき役

割、コミュニティの規定、県の自治基本条例と市町村との関係などの影響。自治の考え方が変化し始めている。例えば、松沢知事の大選禁止条例が、市長の任期に影響を及ぼすのかどうかを視野に入れて条例を策定するなど。

鎌倉市は第二期の完成版を目指すのか第三期のスタイルを示そうとするのか。第二期の完成品としては三鷹市の自治基本条例があります。（三鷹市の条例を磯崎氏はこのように評価されました。〈編集チーム、注〉）

個別の条項についての意見（素案大綱案
についての意見）

自治基本条例の目的〔01-番号は大綱記載
の記号、以下同じ〕

「歴史と緑が生きる云々」の他に、鎌倉の特徴を代表する文化人の存在、市民参加の歴史などを書き込む。或いは前文に鎌倉の歴史とどこまで市民がこの町を作ってきたか到達点を明らかにし、目標を定める、など。

市民〔03〕

地方自治法では住所を有するものは住民と規定。在勤者、在学者、事業者、法人団体を加え自然法より範囲を拡大するのであれば情報共有の権利、市民委員会への参加、住民投票、市民投票などの規定が必要。

市民の権利〔09〕

この規定以外に、良好な環境を享受する権利、環境権、景観権、教育を受ける権利などを追加する必要がある。なお、「行政サービスを受ける権利」などかなり「総括的な表現」だが「市民の権利を大きく位置づける」ことが大切。

住民投票〔18〕

もう少し踏み込んで書いてはどうか。誰が発議し、何の事項について行うのか。市民委員会〔20〕

委員会と議会の関係について、前者は公募で選ばれというのであれば、民主的手続きを経ていないので権限 提案権、調査権など 不分明。パートナーシップ協定が必要か？まちづくりディスカッション、関心のあるテーマ毎に市民が参加できる仕組み 市民の多様な参加の仕組みが必要。

議会の役割と責務〔35〕

議会の権限の強化 基本計画、総合計画を議決事項とする、事務局を強化する、議会への住民参加の規定、住民の意見を審議の中に取り入れる、などを加えたい。議会自身がパブリックコメントをしても良い。

地域組織〔40〕

コミュニティの自治への参加を位置づけるために、市の権限、財源の一部移譲や市長と地域組織がパートナーシップ協定を結び、財源を附与する代わりに一定の役割を担って貰う、など。



.....

引続き、市議会自治基本問題調査特別委員会の山田直人氏及び鎌倉市経営企画部次長小村亮一氏からそれぞれの取組みについて報告が行われました。

山田直人氏<議会の取組み>

議員同士の 連携強化など

主に委員会での論議内容について報告します。

既に昨年6月に市民自治の基本となるルールづくりで市民や議会のあり方・役割等につき自治基本条例を調査・研究しようと

調査特別委員会が設置されました。

当初は検討すべき内容は何か等の範囲を論議し、議会の役割を中心に市民自治のあり方等について議論し、基礎資料や先進事例を調査してきた。そして議会と市民、執行機関との関係等、地方自治としての基本的考え方について共通認識をもつべく深めてきました。

論点を絞って検討してきた7項目を報告します。

- 1、情報収集・調査権と情報公開について
議員も地域に出て情報を聞くことや、議員から情報を公開する必要がある
- 2、行政への監視・検査機能の強化について

地方自治法の関連を見ながら議会の議決事項を拡大する課題

- 3、議員立法等の政策立案機能の強化について

法律の専門

家の活用権限や議会事務局による議員支援体制強化

- 4、市民代表機関としての議員同士の連携の強化について

議員同志が懇談できる場を作ること

- 5、本会議の議論の方法の改善や常任委員会の活性化について

常任委員会の充実等、一般質問は一人ではなく全体論議の必要性の検討を論議した。

- 6、議員の政治倫理規定の制定について

- 7、議会基本条例の制定の必要性

決まったわけではないが、議会の職務や権能等の制定が必要ではないかとの意見もある

小村亮一氏〈行政の取組み〉

職員チームと 策定支援会議と

二つの体制で検討

鎌倉市総合計画の中に計画の前提という項目に掲げてあり、100人会議の市民参画ワーキングから提案があったことがきっかけになりました。

鎌倉のルールを決めるのは市民だという意見が多かったので、行政としては事務局としてバックアップ体制でいこうとなりました。

これと平行して、行政も自治基本条例の必要性を考える必要があり昨年9月に職員チームを立ち上げた。チームは関連課の若い職員と公募による職員で構成し、5月に

中間報告があり「なぜいま自治基本条例化か！」について、社会情勢の変化、地方分権の進展、少子高齢化の進展、市民参画



と協働等の視点からある程度整理されている。もう一つは関連課の課長により自治基本条例策定支援会議を立ち上げている。ここでは新しい公共性と自治について検討し、以後の基本条例の素案の法的制度的検証を行いながら行政としての考えをまとめていきたい。このような二つの体制で検討をしている状況です。

近年の地方自治は、従来と違い大変大きな変化をしてきていると感じています。一人ひとりに合わせた市民サービスが要求される傾向が特に福祉分野で大きい。行政に関する専門書でも2～3年前のものでは古くなっています。

このような中で地方分権は進んでいますが自己決定、自己責任のまちづくりが求められています。鎌倉はそのような精神が以前からあったが、それを実現するには、鎌倉の特色を活かした市民自治の在り方を常に模索する必要があります。限られた財源であるので、いかに市民サービスの集中と選択を行政が行っていくかが求められます。

市民会議は今後、市民各種団体とのP I 活動（市民対話活動）でたくさんの方々と

対話を重ねると聞いておりますのでこれから山場と感じております。

< 意見交換 >

具体的な事例とどうつながるのか

郡司春乃氏の司会進行で、これまでの報告者全員がパネリストとなり、会場の参加者の意見開陳、それに対するパネリストの回答で構成されています。念のため、パネリストの氏名を掲げます（敬称略）。

磯崎初仁（中央大学教授・コメンテーター） 一條義治（三鷹市企画経営室）

小泉親昂（市民会議） 幸道和宏（市民会議）

山田直人（鎌倉市議会議員） 小村亮一（鎌倉市経営企画部）

以下、発言順（但し、ご発言は要約させていただきます）

A 氏：鎌倉の歴史を根底の理念としてすえて頂きたい。頼朝（武家政治）新仏教としての鎌倉五山の禅から同人会までずっと進取の気性でやって来たということ。

B 氏：今、市民の反対にも拘わらず進行している笹目の斎場建設問題は基本条例ではどう解決される仕組みになるのですか。身近な問題を具体的に取上げないと基本条例に対する理解が進まない。

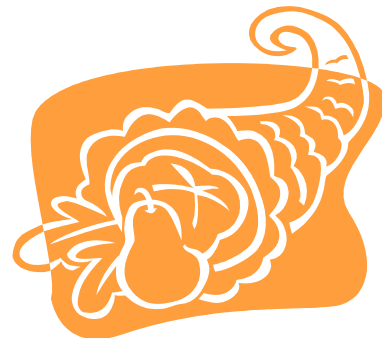
C 氏：小学校5年の子供がいます。給食の民間委託は新聞報道で最初知り、その後、市から4校が既に決定という報告が来ました。来年2校実施も決定済みとのこと。三鷹市のパブリックコメントの制度は世界遺産などより先行して考えて貰いたい。

小泉氏：（A氏に）前文で市民憲章そのものの記載ではなく、ルール化の方法を含めて考えたいと思います。（B氏に）基本条例で直ちに個別の斎場問題が解決できるわけにはいかないが、未成熟情報の公開を考慮したい。責任の一端を担って貰うために事業者を市民に加えているのです。

（C氏に）これも上の問題と共通するところがあります。基本条例ではそういう方向を目指したいということです。

磯崎氏：小泉氏（特に二番目、三番目について）同感です。そのために素案大綱（案）〔No,16 説明責任〕〔No,19 パブリックコメント〕〔No,28 総合計画〕で具体的に表現して欲しい。

一條氏：三鷹市は、日本で最初に株式会社が運営する公設民営保育園を設置した自治体ですが、この公設民営保育園の設置や学校給食の民間委託も、いずれも自治基本条例に基づくパブリックコメント手続条例の対象としています。また自治基本条例では、民間委託の推進とともに、安定した公共サービスを提供するための市の役割も定めています。さらに保育園の民間委託にあたっては、保護者を対象とした満足度調査を定期的を実施してサービスの改善につなげるとともに、同じアンケートを直営保育園でも行い、行政と民間が「競争」と「協力」によってサービスの向上を図る取組みも進めています。



D 氏：（笹目と給食民間委託問題を聞いて、一條氏に質問）こうしたことは情報手続きの透明性、公開性があれば解決するのではないかと。しかるに、<たたき台>にはそれらが全然ない。それから（第2の質問として）三鷹市の住民協議会（前掲の一條氏の報告参照）の構成、自治会、市民団体はどのように参加しているのか。

(第3の質問として)鎌倉でも市民の提案したパートナーシップ事業がありますが、三鷹市は今後どのようにおやりになる公算か。(第4の質問として)市民団体の提案を受けるワンストップサービスのようなものがあるかどうか。(磯崎氏への質問として)鎌倉らしさを出すために上書き権があるとしてそれを行使した実例が他市にありますか。もう一つは、基本条例の実効性を担保するために市長が代っても廃止されることなどないような実例があれば教えて頂きたい。

E氏:この度の基本条例は自治の基本理念、鎌倉の基本構想です。ニセコ町のように道路を良くする、外国人観光客を誘致するという事で財政を豊かにして成功している。これは自治基本条例から始ったこと。鎌倉もまちおこしと基本条例を関連させるべきである。

F氏:給食問題は私たちのグループが教育委員会を傍聴して知りました。いくつかの市民団体が同委員会に申しましたが、仲々ラチが明かずこれは直接の関係者PTAのみならず、給食費には税金の投入もあることなので、当然市民に情報提供があるべきことです。鎌倉市の体質と考えざるを得ません。二番目に、基本条例の「たたき台」は市民についての記述などで、三鷹市の方が格調高く、「たたき台」は中学や高校の校則のようです。



A氏:まちづくり条例に審議会(設置)の規定があるのですが、市民委員会が入ってない。議会を含めて市民会議の位置付けを大切にしなければならない。

G氏:自治基本条例の策定の背景について何かあるのかもっと注意するべきです。小泉の三位一体改革、地方分権一括方など中央の指令にもとづいて基本条例の策定が急がれているのではないかと磯崎先

生の言を借りれば二期、三期どころか五期、十期を見透かしたものであっても良い。楽観論<できれば良くなる>或いは肯定論<作れば良い方向に前進する>ばかりで、安心してよいのでしょうか。議論がもっと必要です。

一條氏:住民協議会はコミュニティ住区ごとに全部で7つあり、委員は100から150名程度。町会・自治会や地域の市民団体からの選出や、公募市民によって構成されています。自治基本条例では、この住民協議会やコミュニティ活動の支援を定めています。またパートナーシップ協定は、市民団体による公園や道路の自主管理方式<アドプトシステム>でも活用していく予定です。さらに三鷹市には「市民協働センター」という施設があり、このセンターは、市民への情報提供や、意見や提案も受ける「参加の窓口機能」を果たしています。最後に皆さんのご質問やご意見を伺って感じたのですが、自治基本条例とは、即効性のある「抗生物質」ではなく、ゆっくりと効く「漢方薬」であると考えた方がよいと思います。つまり条例が出来たから「劇的」にまちが変わるのではなく、条例を活かす市民全員の取組みがあって、初めて効果や成果がじわじわと出てくるものであるとお考えになった方がよいと思います。

磯崎氏は最後の<まとめ>とし

て次のような点を指摘されました。

<たたき台>なのだから、まだ変更可能である。格調を昂かめる或いは具体性を附与するなど。

行政の手続き、意思決定過程のあり方を条例中にしっかり書き込むこと。この点を指摘された方の通りです。その上で、現存する行政手続き条例は不十分だと思いますので、参加型の行政手続きを保障する条例、市民参加条例を策定する。

条例を作るだけでなく、それについての「市民の合意形成」がキーワードになる。そのために、具体的な事例がどうつながっているかを提示するという方法も考慮されるべきでしょう。

以上をもって第3回フォーラムは予定を約20分オーバーしましたが、宅見幹事会議長の謝辞をもって無事終了しました。われわれの報告の最後に、お寄せ頂いたアンケートを掲載させていただきます。

お寄せいただいたアンケートです

【感想】とてもよかったです。これからも定期的に他の市民に広げ、色々な意見を出していただきたいです。時間をかけて作れたら良いです。

【感想】自治基本条例について、何もわからないまま参加しましたが、それぞれの方々のお話で少し理解出来たと思います。

【感想】あせるな、急ぐな、WALK DON'T RUN 悪薬で苦しみたくない。

【感想】千葉県の流山市自治基本条例策定市民協議会のファシリテーターをつとめさせていただいており、今日は勉強に参りました。皆さん熱心に、地道に活動されていることに、感銘を受けました。経験（流山市では、119回のPI活動（注：市民対話活動）を実施、9/28に市長に原案提出）からいえば、PIの市民の意見と条例案をどれだけ密接に関係付けるのかということの難しさを感じています。（今、PI企画部会（鎌倉市の支援部会に相当）にて、これまで行ってきたPI活動の総括を、原案への反映を含め、行っているところです。）

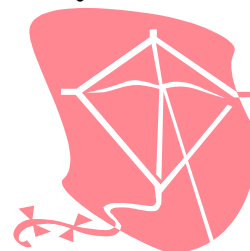
【意見】今後のPIの成果に期待します。PIは新しい民主主義のすばらしい方法だと思います。また、多様な市民の皆さまによる、市民会議の運営、大変かと存じますが、「新しい公共」「市民自治」を切り拓いていくためにも、時には辛抱強く、頑張ってください。今後も注目します。

【感想】逗子市でまちづくり基本計画の公募委員をやりました。委員以外に、なかなか理解が広がりませんでした。議会や自治会にあまり理解されず、苦労しました。議会や自治会と一体になって、がんばってほしいなと思います。あと、保育園、学校、老人ホーム、クラブ等、団体を通して意見収集をしていくのがよいと思います。緑を守るのもいいけど、安い住宅をもっと作ってほしい。老人の力が強すぎる。

【意見】フォーラムは土曜日でもいいのではないのでしょうか。子供が小さくて、共稼ぎだと参加できません。市に関しては、保育園や学校、小児医療のことしか目が行きません。それが、自治基本条例と結びつきませ

ん。条例が、変わるとそれらの問題が変化するのでしょうか。それより、条例制定過程で、行政や議会がもっと身近になることができればいいなと思います。市の総合計画とのセットで、あるべき市とセットでこういうまちにするために、このような条例が必要だと、考えてもいいのではないのでしょうか。

【感想】三鷹市の説明に対し、1)住民協議会なる仕組みを作り、市民の声を聞くことはよい。2)市民参加が定常化しているのがすばらしい。3)制定することが目的ではなく、それ以降、よりよいものにする事が大切だとのコメントもよかった。



【意見】磯崎教授のコメントで、今後、議会とコミュニティについて、その役割、位置付けをもっとしっかり検討せよとのことであった。市民が自治の主体と共にその声を如何に吸い上げるかについて、上記コメントを含めて深掘りしたい。

【感想】またしても50～60名の参加者。講師の方にはずかしい。せめて市民会議の50名は最低ライン

として確保したかった。市民へのPRの自分の力不足を痛感した次第。

【意見】今後はPIに力を

入れて、フェイスtoフェイスで、情報共有に、合意形成に努めることに重点を置いてはどうか。

編集人のひとりごと

磯崎先生が、最後のまとめ(8頁、を参照)で指摘されている様に、具体的事例と自治基本条例の結びつきを説明する方法として、第一期の「1600の課題」に立ち戻るのはいかがでしょうか？ 私見ですがこの「たたき台」はどちらかと云えば「理念型」であって、これも磯崎先生の最後のまとめにある通り「行政の手続き」「意思決定過程のあり方」をしっかりと条例中に書き込むためにも、1600の課題を思い出すのは有効な方法ではないでしょうか。つまり 条例一つづつが持っている現実的な価値をハッキリさせることによって 手続きを定めるという方法です。それともう一つ 市民案の「素案大綱」がまとまったとして、この理念的な条例を議会・行政側とどのような形で打ち合わせに入るのか、誰がどのように選ばれてその作業に当たるのかが不明な点が心配です。以上杞憂に過ぎなければ良いのですが・・・。

上書き権とは

(3頁22行目の注)

法律の規定が充分でない場合、条例でこれを補完し、充実させること。

編集後記

記録を読み返し、要約を作ってみると磯崎教授の含蓄ある指摘、三鷹市の一橋義治氏の制約された時間にも拘わらず、能うかぎりの懇切丁寧な「三鷹市基本条例」の解説など、非常に勉強になりました。個人的にも

ホームページをご覧ください。

第3回フォーラムの内容、配布資料(素案大綱案、概要版)などは、近日アップする予定です。詳しくは、こちらをご覧ください。

<http://www.kcn-net.org/jichi/>

しかし、残念乍ら参加者がきわめて限られていたため「三鷹市基本条例特集号」をお読みになった方は少数です。

そこで提案なのですが、すくなくとも市民会議のメンバーにこれが行き届く方途はないでしょうか？ そして一度は熟読吟味すべきであると考え

ます。今後の策定作業上には重要な道標となる筈です。 <狩谷>

*市民の皆様からの投稿を募集しています。ご住所、お名前を添えてお送りください。

<投稿先> 鎌倉市役所 経営企画課

FAX: 0467-23-8700「経営企画課」

*課名を必ず明記してください。

E-Mail: keiki@city.kamakura.kanagawa.jp



発行：鎌倉市自治基本条例策定市民会議

代表：橋爪幸臣

ホームページ <http://www.kcn-net.org/jichi/>

編集人：狩谷 健

連絡先：鎌倉市役所 経営企画課 経由 編集人まで

電話：0467-23-3000(内線 2215)